

家庭教師契約書

家庭教師（甲）と、生徒の保護者（乙）は、家庭教師に関し、以下の通り契約する。

第1条（授業料）

甲は、乙の指定する生徒に対して受験対策指導を行うものとし、乙は甲に対し、本契約における授業料として、1時間当たり_____円を支払うものとする。

第2条（交通費）

乙は甲に対し、交通費として授業1回につき_____円を支払うものとする。

第3条（授業の日時・時間）

1. 授業の日時については、協議の上、決定するものとする。
2. 授業時間は、原則として、1回_____時間とする。

第4条（授業の日時・時間の変更）

甲又は乙の都合により、授業の日時や授業時間の変更を行うには、十分前もって相手方の同意を得るものとする。

第5条（授業のキャンセル）

1. 甲又は乙が授業をキャンセルする場合、やむを得ない場合を除き、十分前もって相手方に連絡するものとする。キャンセルとなった授業は、原則として他の日に振り替えるものとする。
2. 前項の振り替えが不可能な場合、乙の一方的な都合によりキャンセルがなされた場合を除き、甲は乙に対して授業料及び交通費を請求することはできないものとする。

第6条（禁止事項）

1. 甲は、無断欠勤及び無断遅刻をしてはならない。万一遅刻する場合、甲は乙に事前に連絡して了解を得ることとし、遅れた分については授業を延長するものとする。
2. 甲は、授業中は生徒の大学受験対策指導に専念するものとし、大学受験対策指導に関係のない活動を行ってはならない。

第7条（契約の終了）

1. 甲及び乙は、十分前もって申し出ることにより、契約を終了させることができる。
2. 甲が第6条所定の禁止事項を繰り返すなど、契約を直ちに終了させるにつき正当な理由がある場合には、乙は直ちに契約を終了させることができる。

第8条（授業料の支払方法）

乙は、甲に対し、その月の最終授業の際に、その月の授業料と交通費を現金で直接支払うものとする。

第9条（契約条項の変更）

甲及び乙は、契約条項の変更について相手方に対し協議を申し入れることができる。協議により甲乙の合意がなされた場合、その限りにおいて本契約は変更されるものとする。

第10条（協議）

本契約書に定めのない事項については、関係法令に基づき、甲乙協議の上、決するものとする。

本契約書を2通作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

_____年____月____日

甲（家庭教師） 住所 _____

電話 _____ 氏名 _____ 印 _____

乙（生徒の保護者）住所 _____

電話 _____ 氏名 _____ 印 _____